

千葉県告示第61号

千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例（昭和63年千葉県条例第40号）第13条第1項の規定により指定管理者を指定したので、千葉市民ギャラリー・いなげ管理規則（平成19年千葉県規則第20号）第12条の規定により告示します。

令和2年1月27日

千葉市長 熊谷俊人

1 ギャラリーの名称

千葉市民ギャラリー・いなげ

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

（1）指定管理者の名称

公益財団法人千葉県教育振興財団

（2）代表者及び主たる事務所の所在地

理事長 河野正行

千葉市中央区弁天3丁目7番7号

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで